

二〇〇三年十二月議会 一般質問

二〇〇三年十二月十七日(水)午前(八番目)

日本共産党 藤木くにあき

私は、日本共産党を代表して、四つの項目について質問いたします。

質問の第一は、学校給食の委託問題についてです。

現在、庄原市の学校給食は、六か所の小学校で調理され、調理場のない八つの小学校と四つの僻地保育所には、四か所の小学校から車で配送されるという方式になっています。六か所の小学校で調理する給食数は千二百七十食、一調理場当り百食から四百六十食が手作りで調理されています。

こうしたなか、教育委員会は、来年度から、六か所の小学校で調理されている給食のうち、三か所の小学校で調理されている給食の調理を、株式会社へ委託するとしておられます。昨年九月の一般質問でも指摘したとおり、一か所で百食を超える小学校の給食の調理を民間に委託している例は、県内

八十市町村のなかで二市一町しかありません。それは、百食を超える給食を、手作りで、おいしく、安全に作るには、栄養に関するプロである、学校栄養士の指導、助言と、調理のプロである調理員の熟練した技術が必要不可欠だからではないでしょうか。

調理経験も実績もない株式会社にかかせて、手作りで、おいしく、安全な給食が本当にできるのか、子どもたちの立場にたって、詳しく検討する必要があるのではないのでしょうか。そうした観点から教育長にお尋ねいたします。

学校教育法は、地方公共団体が学校を設置し(第二条)、直接管理すること(第五条)を義務づけています。

一、地方公共団体に学校を設置し、管理する義務を課しているのは、地方公共団体の責任を明確にするためだと考えますがどうお考えでしょうか。

二、学校の校地内に、校舎に接続して建設されている学校給食共同調理場は、学校の校地、校舎と何ら区分

されておらず、学校の一部だと考えますがどうでしょうか。

三、学校の校地内に、校舎に接続して建設されている学校

給食共同調理場が学校の一部だとするなら、その管理を他にゆだねることは、学校教育法第五条に反すると考えますがどうでしょうか。

四、「請負」により学校給食を委託する場合、「請負事業主が、法律に定められた全ての責任を負う」ことになつていますが、学校の一部である共同調理場の管理を他にゆだねることは禁じられており、事実上、全ての責任を負わせることは不可能ではないのでしょうか。

五、共同調理場の施設、設備、機械、器具を、学校給食を請負った事業主に無償で貸与していますが、それでは請負の条件とされている「対価的关系をなす法的義務を課す契約」を結んだことにはならないのでしょうか。明確な答弁を求めるものです。

次に、学校給食法は、学校栄養職員が「学校給食に関する専門的事項をつかさどる」としており、文部省は一九七六年三月十三日付の通知で、具体的な職務内容として、次のような項目を掲げています。

学校給食に関する基本計画の策定への参画
献立の作成

調理、配食に関する指導、助言。

調理員、施設設備、食品などの衛生に関する日常点検指導、助言。

食材の選定、購入、検収、保管への参画。

庄原市では長い間、この内容にそつて学校栄養職員の職務を行わせています。

そこで教育長にお尋ねいたします。

一、今回の委託問題について、基本計画の策定に学校栄養職員を参画させているのでしょうか。

二、「請負」により学校給食を委託する場合、請負事業主が自ら、調理員に仕事の割り付け、順序、緩急の

調整、調理業務に関する技術的な指導等を行うこととなつていますが、調理経験も実績もない請負事業主にできると考えておられるのでしょうか。

三、請負事業主が、調理場に配置した主任調理員に指揮命令して、調理とせるとしていますが、学校栄養職

員の調理、配食に関する指導、助言は必要ないとお考えなの
でしょうか。

四、学校栄養職員の調理、配食に関する指導、助言が必要
だとするなら、誰に対して指導、助言することに
なるのでしょうか。明確な答弁を求めるものです。

質問の第二は、小学校の統廃合問題についてです。

教育委員会は、今年十月二十日、事前に、関係する保護者、
地域住民に説明し意見を求めることなく、「小学校再編計
画」なるものを作成し、二六年度から三年間で六つの小学
校を統廃合するとしています。

昨年九月の一般質問でも指摘したとおり、小学校の統廃合
問題は、その地域の子育てのあり方を左右する最も重要な問
題であり、検討段階から関係する保護者、地域住民のみなさ
んの意見が反映できるとりくみにする必要ががあります。

文部省は、こつした点をふまえ、一九七三年九月の通達で、
学校規模を重視する余り無理な統廃合を行い、地域住
民等との間に紛争を生じたりすることを避けなければなら

ない。

小規模学校には教職員と児童との人間的ふれあいや
個別指導の面で教育上の利点も考えられるので、小規模校と
して充実するほうが好ましい場合もある。

学校のもつ地域的意義も考え、十分に地域住民の理解
と協力を得て行うべきだと指摘しています。そこで教育長
にお尋ねいたします。

教育委員会は、こつした立場を尊重し、今後のとりくみを
すすめられるべきだと考えますがどうでしょうか。

明確な答弁を求めるものです。

質問の第三は、保育所の「管理代行」の問題についてです。

市長は、来年度から、三日市保育所の運営を、株式会社に
代行させ、民間経営のノウハウによって、少ないコストで、
良質なサービスを提供するとしておられます。

しかし、十二月四日の市議会全員協議会での、「少ないコ
ストで、良質なサービスを提供できる 民間経営のノウハウ
とは何か」との問いに、「会社経営の理念だ」としか、答え

ることができませんでした。

今回の市長の提案は、今後の保育のあり方を左右する極めて重要な問題であり、関係する保護者、地域住民のみならず十分に説明し、本当に、保育の充実につながるのか、子どもたちの立場にたって、詳しく検討する必要があるのではないのでしょうか。そうした観点から市長にお尋ねいたします。

地方自治法第二四四条の二第二項は、「保育所の設置の目的を効果的に達成するため必要があるとき」に限って、その管理を民間事業者等のなから指定する「指定管理者」に代行させることができるとしています。

一、私は、保育の充実のためには、長い経験と、研修の積み重ね、保育士、調理員のチームワーク、保育士、調理員と保護者の信頼関係などが必要だと考えていますが、市長はこの点についてどのようなお考えでしょうか。

「一」「指定管理者」の対象となる（仮称）庄原市総合サービス株式会社には、保育や調理をおこなってき

た実績は全くないし、保育士、調理員も全て新規に採用される社員となるため、保護者との信頼関係もゼロか

らの出発となります。それでも、市長は、保育の充実が可能だとお考えなのでしょうか。

三、市の直営の保育所と、民間事業者等のなから指定する「指定管理者」が管理を代行する保育所との人

事異動（人事交流）はありえないことから、お互いの経験を十分共有しあうことができなくなると考えますが

どうでしょうか。

四、同じ庄原市が設置した保育所であっても、直営の保育所と、民間事業者等のなから指定する「指定管理者」が管理を代行する保育所では、保育士、調理員の賃金に大幅な格差が生じることとなりますが、同じ庄

原市が設置した保育所に働く保育士、調理員同士として、チームワークづくりができるかと考えておられるのでしょうか。明確な答弁を求めるものです。

質問の第四は、瑕疵担保期間の見直しについてです。

近年、庄原市関連の公共工事で、完成後、五年を経過しないうちに、大規模な補修が必要となる事例がいくつか起こ

ています。例えば、一九九三年に完成した総合体育館が、完成からわずか六か月目に雨漏りをおこし、その修繕に数年を必要とした問題。一九九五年に完成した溜池の土手に、完成からわずか三年目に穴が開き、やりかえたという問題などです。そこで、市長にお尋ねいたします。

一、今回、重油流出事故が起こった備北衛生センターは、三年前の完成ですが、瑕疵担保期間は何年としていたのでしょうか。また、この事故については、請負業者の設計、

施工上の重大な過失として、その補修と損害賠償を請負業者に請求できるのでしょうか。答弁を求めるものです。

二、今後は、瑕疵担保期間は、民法の定める期間、すなわち普通の建物や工作物については五年、堅固な建物や工作物については十年を下回らないようにする必要があると考えますが、どのようなようにお考えでしょうか。

参考までに言えば、二〇〇〇年四月に施行された「住宅の品質確保の促進等に関する法律」では、瑕疵担保

期間は十年に定められています。それよりはるかに事業費も高く、堅固な建物である公共工事の瑕疵担保期

間を、特約条項を定めて、二年に短縮しているというのでは、余りにひどすぎるのではないのでしょうか。市
長の明確な答弁を求め、私の質問いたします。